

健生食監発 0704 第 1 号
令和 6 年 7 月 4 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「オランダから輸入される牛肉等の取扱いについて」
(平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 6 号 (最終改正：令和 4 年 12 月
23 日付け薬生食監発 1223 第 7 号)) により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、Exportslachterij Family Beef B.V. (登録番号
: 29) から輸出された貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃
の除去が不十分であることが確認されました。

現在、オランダ側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知す
るまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を
保留の上、当課まで連絡するようお願いいたします。